

平成18年 第3回定例会一般質問

○議長 本田 哲也君

次に、3番、今井議員の一般質問を許します。3番、今井議員。

○議員 3番 今井 保利君

3番、今井保利。一般質問をこれから行います。

今後の芦屋町の将来を考えるに当たり、私は2つの大きな項目が重要だと思ってます。

1つ目は、競艇事業と、2つ目はこの芦屋町の将来の具体像。この2つの項目については、真剣に我々、議会と執行部、町民、一緒になって、掘り下げた議論をすべき時期に来てると思いますが。

2つ目に上げました芦屋町の将来像、目標については、協力した町民と一体となった事業活動、方向性が、どうもぼやけてるように、ここ二、三年、感じます。

この原因は、芦屋町に住む人全員、執行部、我々議会も含めてそうでしょうけど、共通した理念がないんじゃないかなとこういうふうに感じてます。

この2つ目の内容については、12月議会で、明確に質問をしたいと思えます。

本日は、1つ目の項目として上げました芦屋競艇の課題、今後の競艇事業の方向性をどのように進めるべきか。明確にできるように、3つの視点から通告の質問を行います。

一般質問の通告書を読み上げて、第1回目の質問といたします。

まず1つ目、競艇施設特別会計の未払い金について。

二カ町施行組合から、芦屋町競艇施設特別会計への未払い金が、昨年度末で22億円になると報告を受けました。この原因と経緯について説明をください。

2番目は、競艇場の施設改善についてです。昨年、競艇場の大幅改修が140億円をかけて行われ、この改修効果について、費用対効果を中心に計画していた値と、実際の値がどうなったか。比較して説明をください。

最後に、一般会計からの資金投入について質問いたします。6月の質問で、今後、一般会計から、競艇への資金投入をしないようにするために、対策を執行部で立案するように、私はお願いいたしました。

これについて、了解は得られましたが、その再発防止対策の内容が、どのように作成されたのか。対策、立案内容を説明ください。

これで私の1回目の質問を終わります。

○議長 本田 哲也君

執行部の答弁を求めます。競艇施設課長。

○競艇施設課長 菊池 省三君

それでは、1点目の二カ町施行組合からの競艇施設特別会計への未払い金22億の原因と経緯についてでございます。

原因につきましては、端的に申しまして、芦屋町外二カ町競艇施行組合事業会計における売上金の減が、一番の要因でございます。

このため、生じました施行組合の歳入歳出決算における赤字分を、競艇施設特別会計の施設借り上げ料を支払い猶予することをもって処理いたしておりますので、この累積赤字が、17年度末で22億2,000万となっております。

経緯についてでございますが、平成12年度までは、施行組合さんからの施設貸し付け収入は、満額受けておりました。平成13年度におきまして約11億9,000万の貸し付け料に対し、収入額が10億4,000万で、未収金1億5,000万が生じております。

その後、売り上げの低迷により、14年度におきまして、未収金の合計が4億9,000万、15年度におきまして10億2,000万、16年度に17億4,000万、17年度に22億2,000万となっております。

現在、施設貸し付け収入が入ってきた場合は、過年度の未収金から処理いたしておりますので、13、14年度分の全額と、15年度の一部を納めていただいておりますが、現在、15年度以降の未収金が22億2,000万となっております。

内訳につきましては、15年度分が7億7,640万、16年度が7億1,820万、17年度が7億3,490万、そういった内訳になっております。

以上が原因と経緯の概要でございます。

○議長 本田 哲也君

続けて2点目は。競艇施設課長。

○競艇施設課長 菊池 省三君

それでは2点目の費用対効果の計画値と、実際値の比較ということでもありますので、これにつきましては、建設工事費におけるものと、売り上げ等による計画値と、実際値の比較になるかどうかと思いますので、施設課の方からは、建設にかかわるものについて、お答えいたしたいと思えます。

まず当時、芦屋競艇の施設改善に取りかかる最も大きな要因は、施設そのものが、30年を経過した建築物及び設備でありまして、旧スタンド本体の老朽化が進み、設備面におきましても、満足な冷暖房設備もなく、レジャー施設として適した施設とは言えない状況にありました。

これをもちまして、全面的に建てかえ計画に取りかかりました。

取り組みに当たっては、町執行部施設課及び施行組合、その他多くの関係者、また議会におかれましては、平成9年度に芦屋競艇場施設改善事業調査特別委員会を設置し、協議検討された内

容をもとに、計画を進めてまいりました。

平成9年度に、設計事務所7社によるプロポーザル、技術提案方式で、芦屋競艇場に最もふさわしい案を選定し、平成10年度、基本実施設計をまとめてまいりました。

平成11年度に、第1期工事を着手いたしております。

しかし、平成12年1月に、落ち込み始めました売り上げ、入場者数等を再検討しまして、それに対応すべく、施設の規模の2期工事以降の変更計画を行っております。

その主なものは、当初、5階建てであったものを、4階建てに、また、3期工事をその1、その2に分割し、今回は、その1工事にとどめるという縮小計画を行っております。

その後、この見直し案に基づきまして、13年度に第2期工事を着手、15年度に第3期その1工事に着手し、17年6月に竣工をいたしております。

工事費における計画値と実際値をまとめますと、計画当初における概算工事費の金額は、当時、大規模改修を行ってありました他場の実績より、約200億程度の試算でございました。平成10年度の基本設計完了時におきまして、積算額が188億、その後先ほど説明いたしました平成12年度の規模縮小の見直しにおきまして、積算額が162億、実施に当たって、さらに細かな見直し、また入札残等で、最終的に約150億の事業となっております。当初の計画からは、50億、縮小したものとなっております。

以上が建設工事費の計画値と、実際値でございます。

○議長 本田 哲也君

助役。

○助役 安高 直彦君

それでは私の方から3点目について、お答えをしたいと思います。

一般会計からの資金投入ということで、先般の議会におきまして、一般会計から施設会計に、起債の償還等々に充てるために、一般会計から、結果的に繰り出さざるを得なくなったということになりまして、この件について、今後、そのような一般会計から繰り出しができないように、私どもとしても、そういった努力をしてまいりたいということで、お答えをしまして、今井議員の方からも、きちんとした解決策、方策を、議会、町民にお示しするようというようにことで、結びをされております。

それで、今、私どもの方で、いろいろとこの二カ町施行組合の運営等につきまして、いかにするかということについては、鋭意、検討しとるわけでございますが、その中で、いわゆる法制上の問題、それと業界の問題、それと単独の施行者の問題と分けて考えなくちゃいけない問題だと思っております。

その中で、特に、法制上の問題、業界の問題等につきましては、先般の議会の全員協議会の中

で、皆さん方に、お読みいただきたいということで、お示しをしておりますが、その中に、国土交通省の海事局の方から、関係者のいろんな方々から集ります競艇事業の活性化検討委員会というものが、組織化されまして、今のこの競艇事業をいかにしていくかということで、協議がなされております。

この競艇事業につきましては、16年度におきまして、43施行者中、13施行者が赤字経営というようなこのような状況下がございまして、この中で、今のこの現行の競艇事業の効率的な運営、それから競走事業の振興策、それから自治体制の整備、こういった観点から、いろいろと議論をされております。

その中で、私ども、この施行者の中で、今、大きなもんといまして、この施行者の収益の状況につきまして、16年度において、17施行者が一般会計の繰り出しができないというような状況でございます。

こういうようなことで、コスト構造を見直して、売り上げ規模に応じた収益が出せる体制への改善が必要だということで、その中で、今、いろいろと協議をされとる中で、売り上げの中、売り上げ等についてはもちろん向上策もあるわけでございますが、いろんな経費面におきましても、管理費用といいますか、従業員の賃金関係、こういったものが非常に高いウェートを占めとるといようなご指摘もございます。

この辺については、私ども芦屋競艇の部分におきましては、従業員の皆さん方のご協力もいただいて、かなり高かった賃金、当時、1万550円程度ございましたが、それを8,900円程度、そして今、6,300円というような形で、非常に賃金の引き下げもしましたし、人員におきましても、平成18年度の4月1日現在では、200人を割るような状況まで、いろいろと経費の削減に努力しておるとい状況でございます。

それで、また選手の賞金等におきましても、これが非常に高いというご指摘の中で、約全国24場の中で、29億程度の選手賞金を削減するというところで、18年度から既に芦屋競艇におきましては、1億程度の、約1億1,000万程度の効果っていいですか、削減効果が出ております。

それとこの施行者の中で、今、この中で議論されております大きな問題といまして、赤字施行者に対する対応というような項目がございまして。この中で、今、検討されておりますのが、19条等々の交付金です。これの猶予措置というものが、テーマに上がっております。

この中で、19年の1月の通常国会には、競走法の一部改正ということの中で、この一部、こういったものが議論されるというように聞いております。

それと、いろいろと現在ございますグレードレースっていいですか、G1、SG、こういった競走を、いわゆる経営の事業再建っていいですか、そういうようなところにつきまして、グレー

ドレースを優先的に開催をするというような、こういうような大きなものが検討されておりますので、こういった業界の改善策の結果等も見ながら、私どもとしても、対応していきたいというふうに考えております。

それで、単独の、芦屋町の単独の施行者としての取り組みとしましては、先ほど言いますようないろんな開催経費については、私どもかなり努力をしてきたというふうに思っております。

ただ、今後、この収益、売り上げを上げる方策を、少し積極的に取り組む必要があるというふうに考えておまして、特に、現在行っております宣伝関係、いわゆる競艇場が新しくなったことに伴いますいろんな宣伝等におきまして、より積極的に行いたいということで、二カ町施行組合の中で、いろいろ議論していただいて、現在、テレビコマーシャル関係については、今現在、SG、G1等除きましてやっております。

こういったものを、全体的に、広告関係の見直しを行って、テレビの放映関係に、ぜひ取り組みを行いたいというような形で、現在、今、考えております。ご相談をしたいというふうに考えております。

それと、先ほど町長からもお話がありましたように、この場間場外発売というものが、競艇場周辺の皆さん方の同意をいただきながら、日数の拡大に努めておるわけですが、今年、逐次、そういった場間場外発売の同意をいただきながら、本年度は場間場外について、101日まで、156日の本場以外に開催をしていただくようお願いをし、同意を得て、これの開催をし、ナイターにおきましては、現在、当初、試行からスタートいたしまして、現在、ナイターについても、12日間の開催をさせていただくというような了解もいただいたところでございます。

このようなもろもろの改善策を、今、検討を、今、やっておりますが、この辺、先ほど言いますように、ボート業界の今後のそういった大きな取り組み、こういったものとあわせて、トータルの私ども、競艇事業の運営をどうするかということについては、とりまとめました後にまた二カ町なりに議論も要りましょうし、芦屋町の議員の皆さん方にも、十分、ご説明をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

今井議員。

○議員 3番 今井 保利君

ちょっと後でしましょう。

2項目目の施設改善についての計画値と実際値と費用対効果については、工事費だけは説明あったんですけども、売り上げとか、そういうものの説明はないと考えてよろしいんですね。

○議長 本田 哲也君

助役。

○助役 安高 直彦君

それではちょっと2点目の件について、ご説明をさせていただきます。

今、施設課長の方が申しました。施設の経緯等について、幾分ちょっと重複するかと思いますが、私の方から、これも関連しますので、説明させていただきます。

この競艇事業の現在の施設改善を行った経緯の中に、平成3年度からこの競艇事業、競艇場の施設を改善するという基本構想が、3年度に計画が策定されております。

この3年度といいますのは、競艇事業のピーク時でございます。こういったところから計画をいたしまして、平成5年度に施設改善の議会の特別委員会が設置され、そして8年度に基本設計が完成し、そして9年の6月にまた議会の再度、特別委員会が設置されて、そして平成9年に先ほどの特別委員会の報告という議会の中で、速やかにそういった事業の取り組みをされるようにという一つの結論を見出されて、報告書という形で受けております。

これに基づきまして、工事の工期割りとか、全体規模、それからそういった施設規模の内容等々についても、検討された後に、先ほど言いましたように、もろもろの契約を経まして、11年の6月に第1期工事を着工し、そして13年に一部また売り上げ等々の低迷等によりまして、施設規模を縮小し、そして、13年に2期工事に着手、そして15年に3期工事に着手と、このような形でずっと経緯を経て、この6年にわたりまして、工事をやったわけでございます。

それでこのときに、どのような財政計画、シミュレーションを想定したかということだと思います。これについては、その当時の財政計画はあるんでございますが、その中で、先ほど言いましたように、基本構想の設定しました平成3年当時、これは、本場の売り上げで言いますと2億6,500万程度、1日当たりが、1日当たりそういう状況でございました。

特別委員会が設置されました平成5年度には2億5,100万程度、それから基本設計が完了しました折には2億2,500万、それから議会の報告があった時点では、1億9,600万、そして、1期工事を着手する11年度に、先ほど言いましたように、売り上げが非常にこう下向きにちゅうか、下方になってきたということで、このときに、1日当たり本場が1億6,000万というような売り上げになっております。

その後、この11年度から工事を施工する段階で、だんだん売り上げが落ちてまいりまして、2期工事の着工時点では1億3,200万、そして14年度におきましては、1億500万というような形で、当初、計画いたしておりました売り上げよりも、計画当時からかなりそういった落ち込みが急速に落ちてきたというような形が実情だろうと思います。

ただこの落ち込みがございましたけれども、これについて、当時の売り上げ等々の中から、しるべきそういうような施設改善のための原資を確保すべきくの競艇事業の振興基金という形で、

積み立てをずっとやってきとります。

したがいまして、着工前の10年度末におきましては、約100億の基金を保有しておりました。したがいまして、この中で、計画、150億、かなり事業費も削減しておりますが、こういうことの中で、自己財源を出さないでいいような形で極力、この積み立てをずっとやってきて、この100億近いお金を10年度末、着工時点でもそういうことで保有しておりましたので、この中で、後はこの100億をいかに平常の売り上げの中から、基金として積み立てていくかという計画の中でこの事業をずっと続けてまいったわけでございます。

したがいまして、この100億を、平常の、これのさらに11年度では約3億ぐらい、12年度でも3億、13年度3億7,000万、14年度10億5,000万というような、15年度4,500万と、こういうような形で積み立てもし、そして建設費の150億にやらんとするうちの110億というものを、基金として使って、残りを起債という形で、低利なもので借りて、これを、事業をやり遂げたということでございます。

したがいまして、当初の売り上げとはかなり違ってまいりましたけれども、そういうような計画的な基金積み立てによりましてこの事業やったということでご理解いただきたいと思えます。

○議長 本田 哲也君

今井議員。

○議員 3番 今井 保利君

それでは1項目目のまず未払い金について、質問したいと思います。

ちょうど平成15年に10億円になった時点で、10億円、大変な金額だから、今後どうするんですかという私の一般質問に対しては、10億円以上ふやしませんよという回答がありました。

本日現在、それが倍以上になった。3年間で22億。単純に言いますと、きょう1日だけでも、競艇場200万円ですよ。200万円のお金が芦屋町に入ってこないという計算です。3年のならしめますと。一月6,000万、大変な金額が入ってきてない。特別会計に、毎日、今、こうやってるときに200万、お金が入ってこないんですよ。大変な事態です。

10億が限度ですよとお答えになって、22億、実際に今、なってきた。ここについては、相違についてご説明をお願いいたします。

○議長 本田 哲也君

町長。

○町長 鈴木 清吾君

私の方から答弁さして。

当然、そういう話をさしていただきました。ですから、我々としては、10億、それ以降に、今、先ほど説明しておりますように、ただファンの数は、そんなに激減はしておりません。

平成、これ7年当時が、これ本場だけです。ボートピアなど別にしております。5,536名が順次下がりまして、昨年度が、16年度が4,839人、17年度が4,935人、SGの関係もあると思います。ちょっと増えておるんですが、極端に売り上げが3分の1程度になっておるんですが、そのファンの数のとしては、3分の1になってるということではありません。

確かに若干、当時、平成3年当時よりは減っておりますが、極端に減ってるという現実はありません。ですから、この原因も確かに10億以上増やしません、ですからそれ以上増えてきましたので、今、二カ町に対して、交渉を何とか、このお金を負担してほしいということの要望をいたしております。10億円の範囲内で何とか回るのであれば、何とか回るわけでありましょうけれども、とても10億で足りないということですから、両町に対しましても、今、この問題については、ただここは、おおやけの場所ですから、どの町がどういってる、こういってるとか、なかなか言えませんので申し上げますが、ただあくまでももう一度、今井議員もご確認いただきたいんですが、この競艇の規約は、昭和27年にできたわけでありましたが、それが順次変更になりまして、今の現在は、昭和62年の芦屋町が二カ町協定した組合の組合規約で運用をしております。

その中に確かに、要するに利益が出たときは70と15、15、しかも損害出たときはその配分率でという話もあります。と同時に、その中の別途協議するという覚書があるものですから、一番悩ましいところはそこのところであります。

だからもう一度、そのあたり、両町はそういうことを主張されておるわけでありまして、なかなか法律家の方にも、顧問弁護士の方にもその点、十分法律解釈もお伺いしております。

そうすと、その項目だけでやっぱり覚書が優先するというお話も聞いておりますからなかなか難しい話がございます。そういうところもぜひご理解いただきます。ただ、両町に対しては、あくまでも70、15、15ということで、何とか、我々のところにお支払いいただきたいということをお話しております。

それ以上のことはこのおおやけの場所ですから差し控えますけれども、何とかそういうものが、解消できるように、最大の努力をしなければいけないと思っておりますが、最終的には、両町に対してもこの組合自身をどうするのかというところまでのお話もしなければいけないところに、そのお話ししておりますが、とてもまだ今、その結論が出るような話ではございません。そういう現状でございます。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

今井議員。

○議員 3番 今井 保利君

いずれにしても、私の趣旨は、10億が22億になってきた。たった3年で12億もふえてるという現実を、ぜひ我々みんなで、議会がチェック機構ですので、明確にしていかなければいけないので質問を続けます。

今、お話が出まして、10億の後、今度、平成16年度で17億になったときに、ちょうど去年の12月ですけど、私の方では、17億はいつまでに解決しますかと言ったら、ことしの3月までには解決しますという回答を得ている。

しかし相手があることですから、私も十分理解してますから、猶予あげてるんですけど、9月になりまして、もう6カ月過ぎております。

その17億が22億になってきた。どんどんふえるんです。この17億については、目途をどういうふうにするのか。執行部のお考えをご説明お願いいたします。

○議長 本田 哲也君

助役。

○助役 安高 直彦君

この17億、17年度末については、二カ町施行組合の決算認定がまだ終わっていませんので、おおむねそのくらいになるということをお願いしたいと思いますが、この件について、もう前に、一番当初、お話したときに、私も、17年度末までには、何らかの一定の方向を出したいと、そういうことでご答弁を申し上げました。

そしてまた、そうした努力もしてまいりましたが、何せ、基本の先ほど言います当初の人口要件等々から、施行したときの規約等に基づいて、その辺が基本的な考え方が違うということで、今そこが紛糾と言いますか、意見が相入れない部分でございます。

これについては、覚書に基づいて、協議をするということについては、皆さん方、同意をされておりますので、今、その協議をしております。

その中で、もう1点、町長が、そういった累積赤字を解消するのかどうか。今の規約に基づいて解消するという方法と、もししないということであれば、今の今後の経営状況から見て、この二カ町施行組合の中で、どのように、皆さん方考えてあるのか。そこら辺も検討していただきたいとお願いしております。

その中で、現在、将来のいわゆる財政シミュレーション、二カ町施行組合の売り上げが今後どうなっていくかということ、示いただいた中で、各町は、その中でまた検討をするということもございまして、先般、議会の皆さん方にご相談をして、財政計画をこういう形で出すということについて、よろしいですかという同意の中で、今、出しております。その中で、その説明もすべて終わっております。

今後、その財政シミュレーション等々を参考にして、各町でも十分、協議をされて、今後の話

の中で、今の負担の問題、それと施行組合としての今後のあり方、こういったものまで、今後、話が進んでいくというふうに思っておりますので、これは、相手がおることをごさいますて、なかなか私どもの中での話ちゅうわけにまいりませんので、今、議会の方も、議長さんにも各町、こう会っていただきまして、そういう今後の規約の問題等も含めまして、今、鋭意協議をしとるということをごさいますので、確かにそういったお話をしとりますが、まだ結論に至ってないということをごさいますので、いずれにしても、早い時期にそういった方向性を見定めないといけないという思いで、期限を、皆さん方にもいつまでそういう形でしていただけるかということも話めて、話を進めていきたいと考えております。

○議長 本田 哲也君

今井議員。

○議員 3番 今井 保利君

先ほども言いましたように、1日200万のお金がどんどん積み上がってるわけですから、今のご回答のように、ぜひ早くこの問題、17億については、きちっとしたけじめ、ルートをお願いしたいと。

この17億についての話を、今、しておるわけですが、実際、去年の決算で約22億となつて、解決としては、この22億も含めてという考えでよろしいですか。

○議長 本田 哲也君

助役。

○助役 安高 直彦君

話のスタート当時は、17億というこれをどうするかということをごさいます。したがって、これが、累積が増えていくということは、当然、その部分についても話が及ぶと思います。

ただ、今の時点では、金額を幾ら幾らちゅうことじゃなくて、この累積赤字をどうするかという、いわゆる負担割合に基づいてやってくださいというお話をしておりますので、この辺は、あとじゃ今までの分、それから今後の話で、今までの分だけどうするか、次どうするかとかいう話もあるやに思いますけども、私どもとしては、当然、組合の規約、それから施設使用料の見直しとか、そういったものもお話が出ておりますので、それを見直し時点では、やはりぴしと精算というものが前提になるのではなかろうかというふうに考えておりますが、相手の方が、いろいろお考えもあるようですので、この辺については、当然、累積赤字の分をどうするかということで、議論は進めたいと思っております。

○議長 本田 哲也君

今井議員。

○議員 3番 今井 保利君

それでは今の17億、22億についての鋭意努力されて、早急なる解決をお願いいたします。

この22億については、もう少し質問を重ねておきたいと思います。

端的に、これは二カ町施行組合と芦屋町特別会計との貸し借り、滞納、未払いとなってるわけです。

昨年度も、その前も、毎年1回ずつ質問しております。もう一度、質問します。

規定どおり、督促状は出しておるのでしょうか、おらないのでしょうか。その確認だけまずいたします。

○議長 本田 哲也君

助役。

○助役 安高 直彦君

前のご質問のときにもちよっとご質問にお答えしたと思いますが、その当時の督促状という形では、発しておりません。

○議長 本田 哲也君

今井議員。

○議員 3番 今井 保利君

督促状を出してない判断というのは、助役の判断、町長判断と考えてよろしいでしょうか。

○議長 本田 哲也君

町長。

○町長 鈴木 清吾君

最高責任者ですから私の方の判断になります。とても——補足しますが、今、交渉してる中で、督促状を出すような、また利息という状況ではございません。今でもとにかく感情を害さないで、ただやっぱり一緒にやっとするわけですからいろんなこと、競艇事業については。施設はうちのものですけれども、やっぱり議会もあります。両町の議員さんも入ってます。その中で、このものを、確かに理論としては、出せないわけでありませんが、今、交渉してる最中の中に、督促状、しかも利息の話もあります。利息をつけて出すことがこの交渉にどう影響するかということの判断の中で、ただ、これだけのものを滞納してありますよ、貯まっていますよということは申し上げております。

そういう判断の中で、この交渉をしておる、当時者です、我々。その中でこの感情を害するようなことになるんじゃないかということの判断の中から、督促は出さない方がいいだろうという判断をいたしております。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

今井議員。

○議員 3番 今井 保利君

確かにその督促状、利息については、毎回どうして聞くかといいますと、私の方も、きちんと確認する中で、町の条例、国の条例、どこを見ても出しなさいと書いてあるのを、感情で判断でというのは、非常にこれ、我々、議会チェック機構としてはおかしいでしょうとしか言えないんです。そうでしょう。

根拠があれば別ですけど、督促状の。利子については、根拠がありますよと、私は言ってあります。これは2年前に、町の条例の中を見ると、利子については、町長が判断すれば、利子は払わなくてもいいという逃げがあります。

それを運用されるんですかと言ったら、それも運用されないと言われてるから、議会としては、きちんとしたルティーンに乗ってないので、確認をしているだけです。

なぜ私がここまでそこを言うかといいますと、後日、この事務処理が法的にのっとなってないという事務処理になるんですよ。大変な責任どっかへ来るんですよ。22億ものお金を、お金の貸し借り、督促状を出さなきゃいけない、利子は請求しなきゃいけないと、町の条例に書いてはあるものをやってないんですから。

議会のチェック機能としては、明確にしておきます。私はそれだけで十分。ただ、再度言いますけども、もうこの問題は大変なことになるということだけは、明確にしておきます。

先ほど議会の方に、今後の二カ町施行組合の事業の財政の計画、18年度から27年度にも示されたということで、私も受け取りまして、この累積の赤字額を見ますと、今、計画の段階で、26億に、平成22年度に、23年度になるんだって、これで間違いないかどうか、まず1つ目、そこを確認したいと思います。

○議長 本田 哲也君

助役。

○助役 安高 直彦君

今回の、今、ご指摘のあった部分は、私どもの方が、22年度ですか、22年度にそういう累積赤字になるのではないかということだと思います。

これについては、前に議会にこの二カ町施行組合の財政シミュレーションをお示しをしております。

今回も、今、議会の方にもご相談申し上げておりますが、二カ町施行組合の財政計画、それと施設会計の財政計画、それと一般会計の財政計画、これがすべて競艇の二カ町の収益に大きく影響いたします。

したがって、この3点セットで、売り上げの関係、収益はどうなっていくのかということ

については、一括して、日改めて、15日の全員協議会の中でご説明申し上げようというふうに思っておりますが、今の詳細についてはあれですが、このような形で累積になりますが、これ以後、23年度以降については、いわゆる今までの3連単方式等々によります器械のリース料だとか、そういった償還が完了することによって、二カ町施行組合の経費の負担が削減がされていくというような形で考えておりますので、それをピークに改善をされていくというような財政計画を一応持っております。

詳細については、またその折に詳しく、設定条件等も、ペーパーにしておりますので、関連してご説明申し上げたいと考えております。

○議長 本田 哲也君

今井議員。

○議員 3番 今井 保利君

はい、わかりました。そこで、説明の中で。ただこの26億は、この今、言ってる、私が言ってる17億、22億と、もし未払い金払わなければ、リンクするという考えでよろしいんですね。数字的には。もし未払い金に乗っていけば、払わなければ、実際の累積赤字という額は、未払い金のイコールになると。そうすると、私が言いたいのは、平成20年のSGを3億見込んでるものの、もしSGが来ないと、26が、29億にまで膨れ上がるという数字のとらえでよろしいでしょうか。

○議長 本田 哲也君

助役。

○助役 安高 直彦君

今の財政計画は、また先ほども言いましたようにお示ししますが、ルールに基づく施設使用料払った状態でのいわゆる累積、二カ町施行組合の累積ということでございます。

したがいまして、芦屋町のこのまま累積になるんですが、今の何て言いますか、施設会計にそのまま支払う額、その赤字の単年度の額によりましては、施設会計の方に入ってくるというような形になろうかと思えます。

○議長 本田 哲也君

今井議員。

○議員 3番 今井 保利君

じゃわかりました。

後はこの一般会計との財政計画が出てきて、リンクされてこのあと説明を受ける中で、もう一度、明確にしたいと思えます。

それではもう一度、22億、もし、ことしの会計が閉まったところで、昨年度末ですか、

22億で、先ほどお話がありましたけど、22億を芦屋町が7割負担、遠賀町15%、1割5分、岡垣町1割5分とすると、単純に割っていきますと、22億の1割5分とすると、遠賀町が3億3,000万、岡垣町3億3,000万となりますが、こういう規定は今、そういう規定で割っていくと、そういう数字になるということによろしいですか。

○議長 本田 哲也君

助役。

○助役 安高 直彦君

ええ、規約に基づけばそのようになります。

○議長 本田 哲也君

今井議員。

○議員 3番 今井 保利君

わかりました。

それでは、1番目のこの項目についての質問は終わりたいと。

それでは、2番目の140億円の、実質的に148億ということと数字も出ておりましたが、競艇場の改修を行って、実質3年前に、先ほどの数字も出てましたけど、私が初めて議員になったときに、約1日の売り上げを1億1,000万ぐらいの数字で、私たちにシミュレーションが上がりました。

このときに、当時の計画では、芦屋町の一般会計、こちらの方に、5億の入金があるという計画値だったんです。ですから5億あった。

今回、6,000何百万円で上がってくると、10年間で、ほとんどゼロです。入ってこないという数字が上がってます。

この差について、私は非常に疑問に思うんです。施設改善をして、施設改修をして、確かに施設が老朽化したからやらなきゃいけなかったという側面があるというご説明、先ほどの課長説明、この辺は十分理解しておりますけども、やはり我々チェック機構としては、5億でという、私が当時なったときは、説明を受けたものは、ここにきてゼロになってるということに、非常に計画値との違いがあると思うので、この辺について再度質問したいと思います。

○議長 本田 哲也君

助役。

○助役 安高 直彦君

確かにそのような相違がございます。それはなぜかということになりますと、先ほどもありましたように、これは芦屋町の単独の問題もあるかと思いますが、今、いろんな競艇業界におきまして、この競艇事業そのものが、平成3年度のピークから、当時は2兆2,000億とかそう言

われてましたが、今、競艇業界、いろんな電話投票だとか、そういうことを含めましても、1兆を切る、9,000億程度というような9,700とか、そういう状況でございます。

それで、このような私ども競艇業界としても、この状況を、危機的な状況という判断をして、先ほど言いますように、いろんな国土交通省を中心とした業界を含めて、そういった改善をどうするかちゅう議論に今、なってます。

それと同じように芦屋町も、よその同じような形で、やはり売上げが低迷をしております。

したがいまして、先ほども言いますように、業界上げて、改善すべきもの、例えば、19条の納期の問題だとか、選手賞金の問題だとか、全体で改善すべきもの、それと芦屋町単独でやらなくちゃいけないもの、これは先ほど言いますように、いろんな経費の節減、地域の皆さん方の負担をするような賃金の削減、こういったもろもろのやってまいりまして、経費については、18年度からかなりの効果が出ているというふうに思っております。

したがいまして、今後、この部分について、後は売上げをいかに向上さしていくかということになってこようというふうに思っておりますので、これについての努力をする。ではその売上げをどうして上げるかという部分については、今、一つの手法としてはいろいろやっておりますが、やはりいろんな今の競艇場が新設になったというここら辺を、いわゆる強くアピールしながら、本場に来ていただくようなテレビの放映等々についての取り組み、こういったものやっしていきたいということで、今、考えております。

そういうもろもろの中で、経費の削減ができて、きりが、もう限度もあると思いますので、これからは少し、売上げの関係について、精力的にやるべきではなかろうかという判断をしております。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

今井議員。

○議員 3番 今井 保利君

金銭の政策については、まず3番目の項目で聞きますけども、いずれにしましても、現在、自治体で、公営ギャンブルをやるという目的が、あくまでも一般会計に寄与するからやるという根本原因があるんですけど、そこのところをもう一度、立ち返って考えると、今、示されている財政計画、または140億を投資して、5億を返ってくるということであれば、一般会計に戻ってくるので、これ、理論的に成り立つと思うんですけど、この辺の理論が全く成り立たないような財政計画になってるとしか思えないと。

あまつさえ、22億のお金が入ってこず、一般会計から3億幾らのお金が入るとる。この辺の自治体としてのギャンブルを、具体的に言いましょう。芦屋町として、競艇を存続させる理由は、

この財政計画を見る限り、過去のこの3年間、4年間、私が経験したいろんな未払い金なんかを見る限り、明確にそこが見えてこない。

芦屋町として、競艇を存続させる理由、どこにあるのか教えてください。

○議長 本田 哲也君

町長。

○町長 鈴木 清吾君

じゃ私の方から答えます。

まず、昨年、確かに3億以上のお金を一般会計からということで、ただ、そのとき申し上げました。毎年毎年、今そういう状況があるとすれば、それは、一般会計に寄与するという概念から、目的から大きく逸脱するわけですから、当然、存続に大きく影響することだと思います。

ですけれども、今、私、今言ってるのは、施設改善の、もちろん特別委員会の皆さんたち意見も起因するわけですが、やっぱり利益があるんで、ただ今まで累積赤字あります。しかしその中でも、施設使用料の5.5%という中で、たしか16年度はゼロでありました。しかし、何らかのお金は入ってきております。そのほかにも、モーターボートだとかいろんなもの使用料はいただいております。

同時に、経営の改善をしながら、特に、今、助役、申し上げましたけど、私は先ほどから申し上げてるように、場間場外というか、156日本場があります。そのほかに、大村さんは結構多くのナイターだとか、300日近いものをやりながら、厳しい状況、大村さんも1日売り上げ、そんなに極端にあるわけではありませんけれども、場間場外の場合は、経費を主催者の方が払っていただきますから、それを増やすことによって、ある程度の黒字出すと。

ただ芦屋町の場合、残念なるかな、先ほど申し上げたように、やっぱり両町の皆様方、特に隣接しとる遠賀町の地域の皆さん方のご意見というか、同意いただけないとその日数が増やせません。

そういうところがさっきの督促状の話になるわけですが、どうしてもそういう方々のやっぱり機嫌ではありませんけれども、損なうというか、いうことができませんので、どうしてもそういう方々のご理解いただいて、そうだなということを言っていただくために、やっぱり我々としてはそういう日数を増やすことも、それも助役、言いましたけども、何としても、経費の削減を、これ以上はなかなか厳しいところあります。やるとこまでやってきたと。後は売り上げを伸ばすためには、それはボートピアをもしできれば、もう一つだとか思っておりますが、やっぱり場間場外の日数をふやすことも、やっぱり私は売り上げを伸ばしていくことの一つの手段ではないかということで、今、考えております。

そういう中では、これは芦屋町単独ではできません。両町の協力がないとなかなかできないも

んですから、そういうことを考えながらやらせていただく。

ですから、毎年毎年、もう一般会計からお金を持っていかなければいけないような状況になれば、議員さんがご指摘にあるような決断をしなきゃいけないかもしれませんが、現状では、先ほど、10年間のシミュレーションがありましたけども、当面、施設改善をして、全然借金をしなければ別ですが、それと同時に、いろんな商品を揃えました。3連単の機器だとか、商店で言えば商品もそろえ、施設もきれいにしました。

当然、やっぱり先ほど安高議員のとき申し上げましたけども、投資をしとるわけですから、それを四、五年ぐらいで、それを全部お返しして、利益が出るような企業、とてもないと思います。

ただそれも、平成3年当時の売り上げが、1日、本場だけでも売り上げがあれば、かなり短期間に返済をできますが、今、現状のこの本場だけの売り上げの中からすると、かなり長いスパンというか。しかし、先ほど、20何年だったですか、ピークが、23ですか。確かにそういうピークのときもありますけども、それも助役、説明しましたけども、借金返しとかいろいろと起債の返済等が済めば、ある程度の黒字が見込んで、またそうしなければ、これはいけないと思います。

当然、責任者として、そうなれるように最善の努力をすることが今、一番必要なことではないかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長 本田 哲也君

今井議員。

○議員 3番 今井 保利君

よくわかりました。

最後の私の質問に行われます内容についても、相当、重複されてると思いますけども、私がこの質問、3つをする中で、競艇の中で、どうしても明確にしたいと思ってるところはそこなんです。

今、町長が、一般会計から二度、三度入ると、存続については考えるというお話がありました。これについては、もう少し詳しく聞きたいところですけども、今、この場にとどめておきます。

一般会計から入らないとすれば、条件は今、助役のことを言われましたけども、固定費、外部のものについては、相当努力はしている。あと一つの指針は売り上げ。今現在、売り上げは6,300万という設定をしてますけど。どこのポイントが存続のポイントになるのか考えておられますか。（「質問の趣旨がちょっと、ポイントの趣旨」と呼ぶ者あり）

○議長 本田 哲也君

今井議員。

○議員 3番 今井 保利君

はい、済みません。もう一度言っていいですか。

競艇を存続するか、しないかという一つの判断については、町長の今の答弁で、一つは一般会計から二度、三度というお金が投入されれば、その時点では考えなければいけないだろうというふうな、これはわかります。

あと一つ、私が考えるのは、固定費ですとか、外部の選手賞金とか、国土交通省の話とかいろいろなものがこの後、私の3番目にあったんですけど、その問題は解決していくとしても、もう一つの大きなポイントとなるのは、ボートの1日の売り上げ金です。

これが狂うと、数字全部狂っちゃうんです。何をしても。ですから、私が今、言ったような6,300万で、1日の売り上げを、計画をされてますけども、それでも、26億、9億、借金が出るような計算になる。

私は、損益分岐点、1日の売り上げの損益分岐点6,300万、どこまで、どの辺なんですかということをお聞きしたい。やめるかやめないかの判断の。

○議長 本田 哲也君

町長。

○町長 鈴木 清吾君

これもたしか、1回、今井さんじゃないかもしれないんだけど、今つくって今からどういうふうに戻していくかというときに、いつやめるかという議論を、例えばつくって、1年もたちません。それをできてから、1年、特別委員会もできて、その議論もしとったらよかったかもしれませんね。だからできて我々はいかにして回収しようかというときに、どうしたらやめるんですかという精算の話というか、それを私は今、答弁すべきでないと思うし、もちろん、それ1日売り上げが1,000万とか、2,000万になれば、とてもやっていけないと思います。

それは言えますけれども、じゃ幾らまでになったらやめるのかという議論を、ここで今からどんなして我々は売り上げを伸ばしていこうか。しかも、今先ほど申し上げたように、そういう状況、今まで言えなかったんだけど、全場っていうか、利益の上がってる場もあるわけで、厳しい状況になりましたから、今、全国の場が立ち上がるっていうか、議会のご協力いただきましたけども、やっとな交付金の話も、まあしかしどこまでこれが来年の法律改正がなるかわかりません。

できれば、交付金の3.3が、1%ぐらい減額になるといいなということで、個人的には考えますけども、それが、法律に組み込まれるかどうかっていうのは、非常に難しい問題あるかもしれません。

それと、赤字場については、優先的に、SGを間違いなく毎年でもいただけるとか、それも厳しいかもしれません。

だけど、そういうものがどう変わるかによることも、大きく左右すると思うんです。左右されると思うんですが、要は、本当、1,000万、2,000万では恐らくどんなに経費削減してもやれないと思います。

ただ、幾らになったらやめるのかという議論は、ここでは私は答弁すべきではないというふうを考えてます。どうしてこれを利益を上げていくかということ、今、どの業界にも、業界全員がそんなに一生懸命になってるときに、幾らかの金額でやめますということ、私の組合長という立場でも言える立場ではないと思います。

以上であります。

○議長 本田 哲也君

ちょっと休憩とります。

○議長 本田 哲也君

再開いたします。今井議員。

○議員 3番 今井 保利君

私が言ってる言葉は、財政上のシミュレーションのことを言ってるんです。

売り上げが今、6,300万で、こうであろう、こうすればこうなるよという財政計画が出たら、売り上げが、固定費を下げるだけ下げて、売り上げが上がった場合、この場合は、こうなるよというプラス面の計画も持っとくべきです、財政上。

しかし、当然、これは私、それを表に出せとは言わない。リスク管理というのは、財政計画の中で持たなきゃいけないということをお願いだけなんです。

言葉がちょっとはしょっちゃいましたけど、リスク管理としては持ってください。どこの売り上げになったら、どこで固定費がこれ以上底をついたら、これは大変なことになるよというリスク管理、今でも26億、9億になるんだから。一つもお金が入ってこないという計算なんですから。持ち出したらやめるかもしれないというような発言も出てました。私はそういうことを言ってるんじゃないくて、あくまでも、財政、商売でもそうですけども、財務諸表をつくる場合には、リスク管理、リスクヘッジをきちっとしとくべきですよ。こういう危険性があるだろう。これをきちんと芦屋町として、この後、一般会計、特別会計、競艇二カ町さんについての説明も、議会中にも行われると聞いておりますので、そのリスク管理も十分やっておかないと、非常な危険性をはらむ財政になるというふうを考えてますので、これで私の質問を終わります。

○議長 本田 哲也君

以上で、今井議員の一般質問を終わりました。